海老名市長 内 野 優 殿

海老名市特別職報酬等審議会 会長 武 井 平八郎

海老名市特別職の職員の報酬等について(答申)

平成22年12月24日付けで諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 非常勤特別職の職員の支給区分及び報酬額について

教育専門指導員、市史総括編集委員及び市史編集委員については、諮問された支給 区分及び報酬額について、適当であると思料する。

2 上記答申をまとめるに至った審議経過は、別記のとおりである。

《審議経過》

当審議会は、特別職の職員の支給区分及び報酬額について市長から諮問を受け、平成 22年12月24日に会議を開催した。会議においては、各委員それぞれが厳正かつ公平な 立場で発言し慎重に審議、結果を集約し答申書をとりまとめたものである。

以下、諮問事案についての審議経過について概要を記すこととする。

【概要】

非常勤特別職の職員(教育専門指導員・市史総括編集委員・市史編集委員)の支給区分及び報酬額について

1 教育専門指導員については、主として教職員に対する指導やそれにかかる業務を行っている、教職員研修指導員、教育史編集委員、学校支援課事務嘱託員(学校支援指導員担当)、社会教育課事務嘱託員(家庭教育学級・社会教育担当)を整理統合し、設置されるものである。

報酬額については、勤務日数等を考慮して月額とすることとし、その業務内容や勤務 形態等を総合的に勘案したところ、諮問された報酬額について適当であると判断するに 至ったものである。

2 市史総括編集委員及び市史編集委員については、市史の編さん事業の見通しが立った ことから、必要に応じて編集業務に携わることとなるため、委員の職を整理するととも に月額報酬から日額報酬へ支給区分を変更するものである。

市史編さん事業の業務形態の変化による支給区分の見直しであり、報酬額についても その勤務形態等を総合的に勘案したところ、諮問された支給区分・報酬額について適当 であると判断するに至ったものである。